

経済水道委員会

説明資料

区のあり方について

平成27年12月25日

市民経済局

目 次

頁

1	地方自治法改正（平成26年5月）の概要（指定都市の区に関する事項）	
(1)	趣旨	1
(2)	主な内容	1
2	区役所改革について	
(1)	経緯	2
(2)	現在の計画	3
(3)	引き続き検討が必要な取り組み	4
3	今後の区のあり方	
(1)	基本的な考え方	4
(2)	必要な取り組み	5
(3)	検討体制	6
4	区の事務所が分掌する事務の条例化	7
5	総合区について	7
6	今後の予定	7
参考	総合区長について	8

1 地方自治法改正（平成26年5月）の概要（指定都市の区に関する事項）

(1) 趣旨

区の役割を拡充し、住民自治を強化しようとするもの

(2) 主な内容

○区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする（法第252条の20第2項関係）

<総務省通知>

- ・区の事務所が分掌する事務を定める条例について、単に現在区の事務所が分掌している事務を機械的に規定するのではなく、どのような区のあり方がふさわしいか十分に検討した上で立案する必要があること
- ・指定都市の議会においても、条例の制定について議決する際には、同様にどのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要であること

○市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする（法第252条の20の2関係）

<総務省通知>

- ・総合区は、指定都市の一部の区域に設置すること、全域に設置すること、また設置しないことも、いずれも可能であることを踏まえ、指定都市においては、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論し、総合区の設置の要否について検討する必要があること

2 区役所改革について

(1) 経緯

時 期	主 な 事 項
昭和 5 8 年度	・「区における総合行政の推進に関する規則」施行
平成 3 年度	・区長を部長級から局長級にするとともに、区政部・福祉部の2部制施行
平成 9 年度	・「行政区のあり方懇話会」提言
平成 1 5 年度	・「IT 時代における区の行政サービスのあり方懇話会」提言
平成 1 7 年度	・区内3公所（環境事業所、土木事務所、消防署）の課長級職員を区役所兼務（併任）主幹（安心・安全で快適なまちづくりの推進）とし、各公所との連携体制を強化
平成 1 9 年度	・「区役所改革基本計画」策定
平成 2 0 年度	・区ごとに区政運営方針を策定・公表
平成 2 1 年度	・区役所が自主性・主体性を発揮するための予算として、各区1,000万円の予算を計上 ・「新たな区役所改革計画」策定
平成 2 2 年度	・区役所の企画調整機能の強化を図るため、各区に「企画経理室」を設置 ・広告の掲出や自動販売機の設置など、区役所の努力により確保した収入を予算として計上 ・快適でわかりやすい窓口の実現や、市民利用スペースの充実を図るため、庁舎の環境整備を実施（9区）
平成 2 3 年度	・区役所兼務等主幹（環境、土木、消防職員）の担当事務を区政運営の推進に拡充 ・引き続き庁舎の環境整備を実施（5区）
平成 2 4 年度	・区長の裁量で部署を決定できる定員を配置（2区） ・支所において福祉業務を拡充 ・引き続き庁舎の環境整備を実施（1区）
平成 2 5 年度	・区長の裁量で部署を決定できる定員を配置（16区） ・中区役所庁舎内へ中保健所を移転 ・「新たな区役所改革計画アクションプラン」策定
平成 2 6 年度	・港区役所庁舎内へ港土木事務所を移転 ・自主的・主体的な区政運営予算に関して、区と局が連携して取り組む仕組みを検討

(2) 現在の計画

ア 新たな区役所改革計画

項 目	内 容
策定の趣旨	○区役所の将来像 市民との協働のもと、自らの権限と責任において地域の課題を主体的に解決できる「市民に信頼される地域の総合行政機関」をめざす ○改革の方向性 ・ 区の自主性・主体性を発揮したまちづくりの実現 ・ 迅速で質の高い市民サービスの実現
計 画 期 間	平成 2 1 年度から平成 2 8 年度まで

イ 新たな区役所改革計画アクションプラン

項 目	内 容
策定の趣旨	区を取り巻く環境の変化も踏まえて、個別具体的な問題から課題解決に向けてアプローチしながら、さらに区役所改革を推進する ○改革を推進するための 4 つの柱 ・ 災害対策の強化 ・ 健康福祉・子育て支援 ・ 地域主体のまちづくりの推進 ・ 市民サービスの向上と業務の効率化
計 画 期 間	平成 2 5 年度から平成 2 8 年度まで

ウ 主な成果

○区の自主性・主体性を発揮したまちづくりの実現

- ・自主的・主体的な区政運営予算による地域の特性に応じた取り組みの実施
- ・区役所の努力により確保した収入の独自財源化
- ・区長の裁量が発揮できる定員の配置
- ・各区に企画経理室を設置し、企画調整機能を強化
- ・中区役所庁舎内へ中保健所を移転
- ・港区役所庁舎内へ港土木事務所を移転

○迅速で質の高い市民サービスの実現

- ・支所における福祉業務拡充など窓口サービスの向上
- ・税務事務や住民票等にかかる郵送請求事務の集約化の推進による業務の効率化

(3) 引き続き検討が必要な取り組み

- ・区が自主性・主体性を発揮できる仕組みづくり
- ・区の総合行政機能の強化

3 今後の区のあり方

(1) 基本的な考え方

- ・「新たな区役所改革計画」の計画期間中であることから、当該計画の改革の方向性を踏襲するとともに、地方自治法改正の趣旨を受けて、区の役割を拡充し、住民自治を強化する
- ・行政の意思形成過程において、区役所が区民の意見等を的確に反映していくとともに、地域の実情に応じたきめの細かな施策、事業を推進していく

(2) 必要な取り組み

ア 区民意見の行政への反映

項 目	内 容
区民会議（仮称）の開催	・ 区民意見を反映した区政運営を行うために、区役所が各区の実情に応じた手法を用いて、区民意見集約の充実を図る ・ 区政全般に関する事項を議論する場を設け、区民の区政への参画を推進する
区将来ビジョンの策定	・ 区民参画を得て策定する区政運営方針のうち中長期のビジョンについては、次期総合計画との関係を整理した上で、区将来ビジョンとして策定し、毎年度、進捗管理を行う
区まちづくり基金の創設	・ 区にゆかりのある人や区民の区のまちづくりへの想いを活かす基金を創設し、区民等の想いを受けた区の特성에応じた事業を実施していく

イ 区長権限の強化

項 目	内 容
企画調整機能の強化	組織体制のあり方を含め、企画調整機能のさらなる強化を図る
直接予算要求する仕組みの導入	区将来ビジョンの策定にあわせて、区の特성에応じたまちづくりに関しては、区役所から財政局へ予算要求を行う仕組みの導入を目指す
直接組織要求する仕組みの導入	区将来ビジョンの策定にあわせて、区の特성에応じたまちづくりに関しては、区役所から総務局へ組織要求を行う仕組みの導入を目指す

ウ 区ごとに設置している事務所等との関係

項 目	内 容
連携強化	・ 様々な分野にわたる地域課題への対応を図るため、区役所と区ごとに設置している事務所との連携を強化するほか、保健と福祉の連携強化を図る ・ 市民サービスの維持・向上及び行政組織の効率化の観点から、区ごとに設置している事務所等のあり方の検討を進め、当該事務所等と区役所との関係を整理する

注 区ごとに設置している事務所等とは、環境事業所、土木事務所及び保健所をいう

(3) 検討体制

区 分	構 成
区役所改革推進会議	委員長として市民経済局主管副市長、副委員長としてその他の副市長、各局室長、幹事区長
区総合調整会議	16区長
区行政のあり方懇談会	行政法等の有識者（5名）

4 区の事務所が分掌する事務の条例化

- ・区役所処務規程の内容を規定するため、現在区において実施している事務については、包括的な規定とする
- ・複雑化・多様化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、市民生活の様々な分野を所管する局・区内公所等との連携を強化し、区における総合行政を推進する
- ・区民ニーズに的確に対応し、区役所が自らの創意工夫により自主性・主体性を発揮して、歴史や風土など区の特性に応じたまちづくりに住民とともに取り組んでいく

5 総合区について

総合区については、区長権限の強化等についての今後の検討を踏まえ、来年度にその設置の要否について方向性を示していく

6 今後の予定

時 期	内 容
平成28年2月	区の事務所が分掌する事務の条例案を議会に上程する
平成28年度	総合区の設置の要否について方向性を示していく

参考 総合区長について

(1) 地方自治法の規定

総合区長は条例により総合区長が執行することとされた事務を執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する（第 252 条の 20 の 2 第 8 項から抜粋）

(2) 総合区長の権限・身分等

区 分	総合区長	区 長
権 限	・職員任命権 ・予算意見具申権	—
身 分	・特別職	・一般職
選 任	・市長が議会の同意を得て選任	・市長が職員から任命
任 期	・4 年	—
市長との関係	・市長の指揮監督を受ける	・同左
リコール	・あり	—